

## 登録の対象となる方

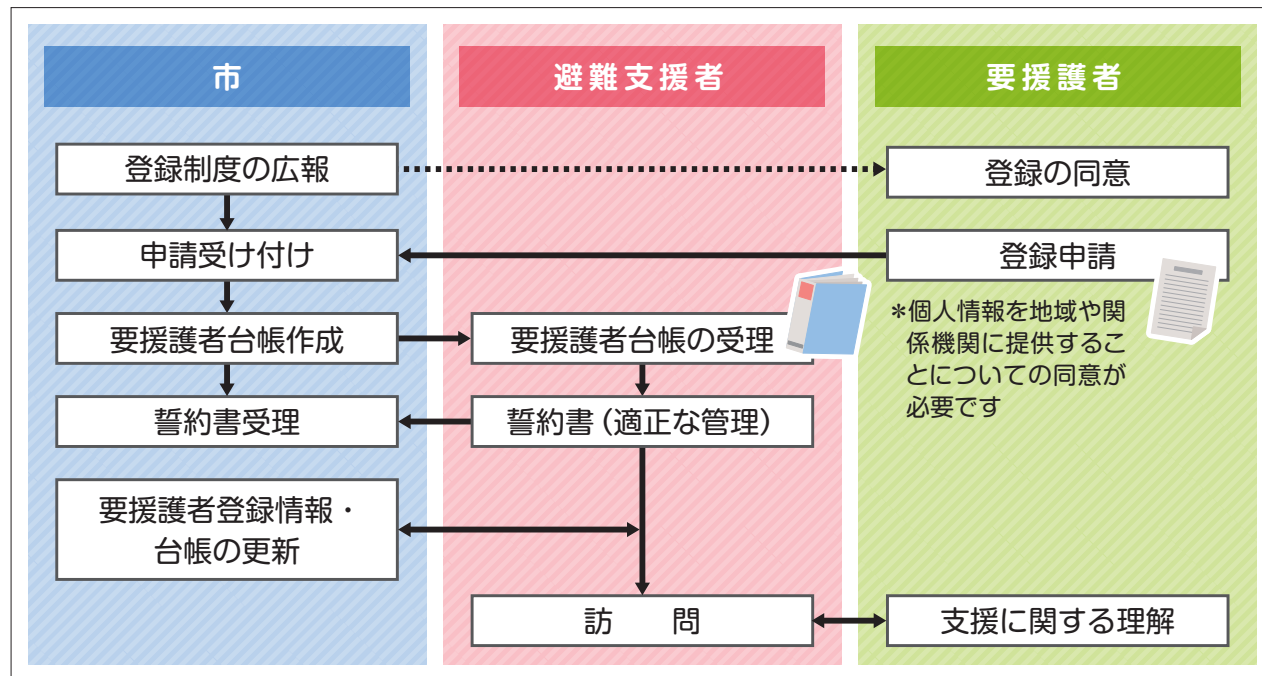
災害時に自力での避難が困難な方で、以下に該当する市内在住の方

- 75歳以上の一人暮らしの方で避難支援を必要とする方
- 75歳以上の高齢者のみ世帯の方で避難支援を必要とする方
- 要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方
- 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方で避難支援を必要とする方
- その他避難支援が必要と判断される方



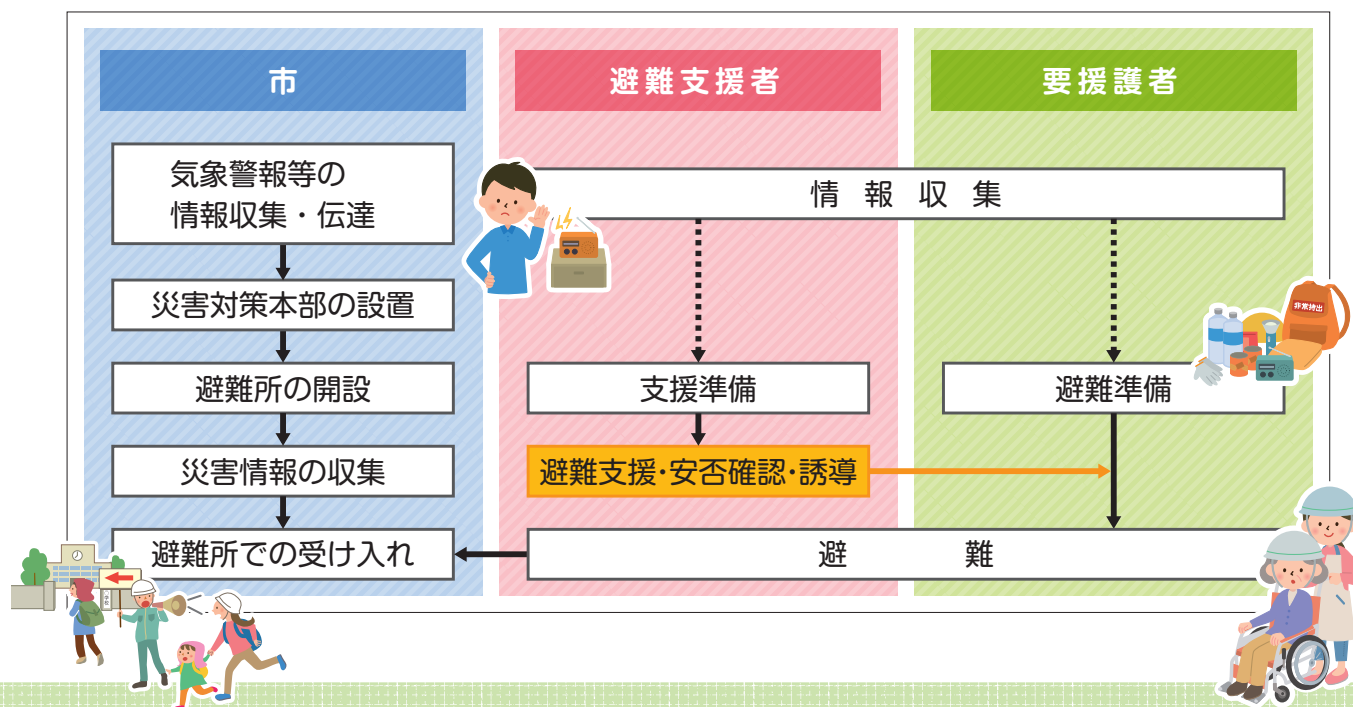
## 登録の流れ

制度にご登録いただくと、市が申請書を基に要援護者台帳を作成し避難支援者に提供します。



## 災害時の流れ

避難支援者は保管している要援護者台帳を参照し、避難支援・安否確認・誘導などの支援を行います。

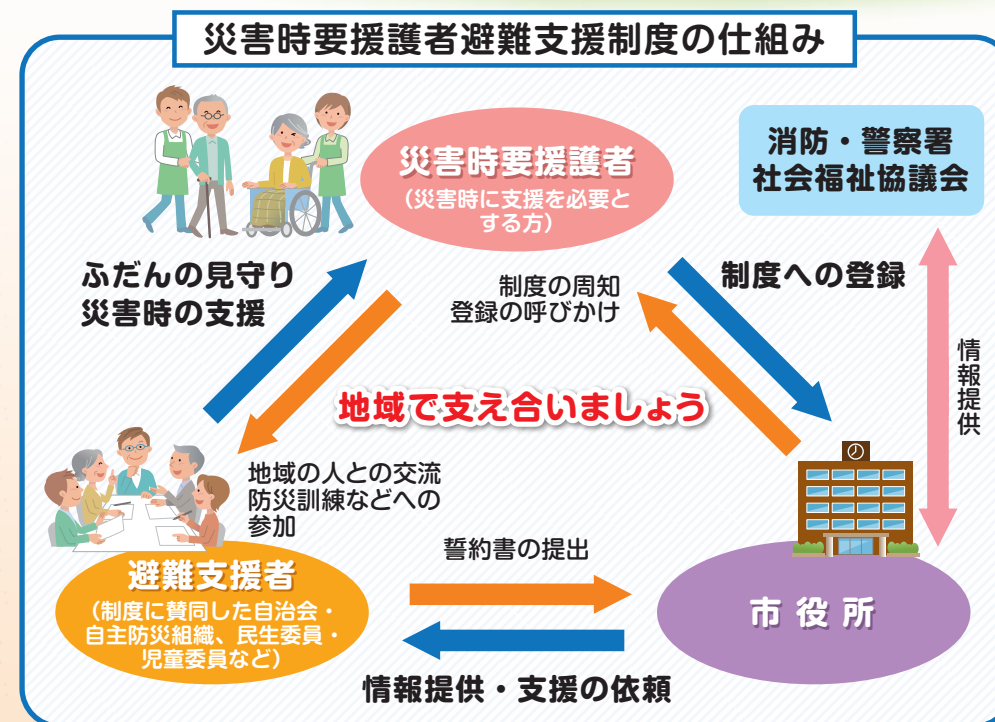


## 災害時に地域で助け合う仕組みづくり

# 災害時要援護者避難支援制度



## 制度について



災害時要援護者避難支援制度は、地域と行政が日頃から協力し合い、連携体制を作りあげておくことによって、災害時にいち早い活動が展開できるようにする制度です。

災害時、自力で避難することが困難なため避難支援を必要とする方(災害時要援護者。以下「要援護者」という)から登録の申請をしていただき、市は要援護者台帳を作成し、制度に賛同する地域の自治会・自主防災組織をはじめ、民生委員・児童委員の方(避難支援者)に台帳を提供します。そして大災害が発生したときには、これらの地域の方が中心となり、そのときに可能な範囲で要援護者の避難支援をします。

近年、地震や台風、豪雨による災害が各地で多発するようになってきました。一方で、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な「災害時要援護者」の割合は高くなっています。大規模災害が発生した場合、状況によっては市や消防などの行政機能が十分機能しないことが想定されるため、地域の皆さんが協力して助け合う「共助」はますます重要となります。

市では、いざというとき自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の皆さんが共助による支援を行えるよう「災害時要援護者避難支援制度」を推進しています。



